

## 横須賀市通学用定期券交付事業（遠距離通学・鉄道利用）実施要綱

### （目的）

第1条 横須賀市立小学校又は横須賀市立中学校（以下「市立学校」という。）へ鉄道を利用して通学する児童及び生徒に対して交付する通学用定期券代（以下「定期券代」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）児童 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童をいう。
- （2）生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- （3）居住 住民基本台帳に基づく住所の記録の有無に関わらず、継続的に生活の実態が認められる状態をいう。

### （交付対象児童生徒）

第3条 定期券代の交付の対象となる児童又は生徒（以下「交付対象児童生徒」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。横須賀市通学用定期券交付事業（旧田浦小学校区・旧走水小学校区）実施要綱（令和7年3月24日交付）又は横須賀市通学用定期券交付事業（遠距離通学・バス利用）実施要綱（令和8年3月25日交付）に基づき定期券の交付を受けた者は、この限りでない。

- （1）別表に掲げる市立学校に在籍する児童又は生徒のうち、同表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める町丁目に居住する者
- （2）その他市長が必要と認める者

### （定期券の交付申請）

第4条 定期券代の交付を受けようとする交付対象児童生徒の保護者は、補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

### （通学用定期券の種類等）

第5条 定期券の種類、区間及び期間については、市長が別に定める。

### （交付の決定）

第6条 市長は、第4条の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、補助金等交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、定期券購入時の領収書その他支払を証する書類とする。

(決定の取消し・補助金の返還)

第8条 第6条の規定により定期券代の交付を受けた交付対象児童生徒の保護者は、転出その他の事由によって第3条の規定に該当しなくなったときは、速やかに市長に対しその旨を申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出を受けたときその他交付対象児童が第3条の規定に該当しなくなったことを覚知したときは、速やかに当該交付対象児童生徒の保護者に対し、「補助金返還通知書」(第3号様式。)により、規則第14条に基づく補助金等の返還を求めるものとする。

(禁止事項)

第9条 定期券代の交付を受ける者は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

(1) 交付された定期券代を用いて購入した定期券を他の者に貸与し、通学若しくは児童の通学の付添い以外の用途に使用し、又は無断で払戻しを行うこと。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会事務局教育総務部長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月25日から施行する。

(施行前の準備)

2 定期券の交付を受けようとする者は、施行日前においても、第4条の規定の例により、その交付を申請することができる。

3 市長は、前項の規定による交付の申請があった場合その他の場合にあつては、第6条の規定の例により、決定通知書の交付をすることができる。この場合において、当該交付を受けた者は、施行日において同条の交付を受けたものとみなす。

別表（第3条関係）  
（児童）

学校名	町丁目
横須賀市立長浦小学校	港が丘1丁目
	田浦町3丁目
	田浦町4丁目
	田浦町5丁目
	田浦町6丁目
	田浦大作町
	田浦泉町
横須賀市立衣笠小学校	衣笠町
横須賀市立馬堀小学校	走水2丁目
横須賀市立明浜小学校	佐原4丁目
	佐原5丁目
横須賀市立武山小学校	山科台
横須賀市立荻野小学校	長坂5丁目
横須賀市立大楠小学校	秋谷（1～4丁目を除く）
	子安
	湘南国際村1丁目
	湘南国際村2丁目
	湘南国際村3丁目

（生徒）

学校名	町丁目
横須賀市立田浦中学校	長浦町1丁目
	長浦町2丁目
	長浦町3丁目
	長浦町4丁目
	安針台
横須賀市立馬堀中学校	走水2丁目
横須賀市立浦賀中学校	西浦賀6丁目
横須賀市立久里浜中学校	佐原1丁目
横須賀市立大楠中学校	秋谷（1～4丁目を除く）
	子安
	湘南国際村1丁目
	湘南国際村2丁目
	湘南国際村3丁目

様式第 1 号

補助金返還通知書

第 号  
年 月 日

さん  
保護者 様

横須賀市長 ○○ ○○ 印

年 月 日付第 号により交付の決定をした補助金について、横須賀市通学用定期券交付事業（遠距離通学・鉄道利用）実施要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり返還を求めます。

返還理由		
返還命令額	交付決定額	円
	交付済額	円
	返還命令額	円
返還期限	年 月 日	
特記事項		
(事務処理欄)		